

令和7年度コンテンツ制作力強化事業 仕様書(案)

1 事業の目的

県庁のメディア化を目指し、自前で良質なコンテンツを制作することができる職員を育成することで、迅速に、常時、低予算で良質で正確な情報を県民等に直接提供する体制を強化する。

2 業務の内容

(1)ふじのくにメディアチャンネルで発信する動画と記事の制作支援

・県から示されたテーマとターゲットを基にふじのくにメディアチャンネルで発信する職員制作動画と記事の企画立案を行い、発信までハンズオンの支援を行うこと。

・わかりやすく、親しみやすくかつ視聴回数やアクセス数が多くなるように専門的及び技術的な知識等を持って行うこと。

・具体的な支援内容(1つのコンテンツにつき以下の項目の全てを行うこと)

動画:企画書の作成、絵コンテの作成、サムネイルの作成、動画の添削

記事:企画書の作成、記事の添削

・支援本数:15 本以上

・支援方法:対面、オンライン、個別、集合等、指定しない。

(2)自由提案

・職員のコンテンツ制作のスキルを向上させるための企画を1案以上提案し、業務において実施すること。

例)研修の開催、編集マニュアルの作成 等

(3)ふじのくにメディアチャンネルの周知等の運営補助

・ふじのくにメディアチャンネルの認知度向上とアクセス数増加に寄与する方法を提案し、県との協議を経て実施すること。提案を実施する費用は本契約に含まれる。

・ふじのくにメディアチャンネルの周知宣伝として、広告配信を2回以上行うこと。

・簡易報告書を基にした月次定例会議を開催すること。

(4)報告書作成

・簡易報告書(効果測定、運営補助等に関するもの。毎月1回)

・年度末報告書(実施内容が分かる資料及び事業効果を測定し、次年度に向けての改善策の提案)

(参考)

YouTube:<https://youtube.com/user/shizuokapref>

情報発信サイト:<https://fmc.pref.shizuoka.jp/>

3 その他の留意事項

(1)実施体制

- ・ 事業実施者は本事業を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- ・ 実施責任者は、静岡県の担当者と十分な意志疎通が図れる者とし、事業期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。また、必要に応じて業務担当者が打合せ等に参加し、事業がスムーズに行われる体制を整えること。
- ・ 業務遂行上必要となる環境や人員は、事業実施者の負担と責任において確保すること。

(2)秘密保持等

- ・ 静岡県及び事業実施者は静岡県個人情報保護条例及びセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。
- ・ 事業実施者は、この業務の遂行の過程で知り得た秘密を、県が公表するまで他に漏らしてはならない。
- ・ 万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、事業実施者はその一切の責任を負うものとする。
- ・ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 著作権等

- ・ 本業務による助言を受けて作成された著作物の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、静岡県に帰属するものとする。
- ・ 静岡県は、事業実施者の著作者人格権の同一性保持権に抵触しない範囲内で、成果物の変更を行うことができるものとする。
- ・ 提案に当たっては、既存の意匠・商標を侵害しないための調査を行い、既存の意匠・商標を侵害するおそれのあるものを使用してはならず、事業実施者は、県に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。
- ・ 県は、本業務による助言を受けて作成された著作物を利用するに当たって、著作者の表示をすることを要しない。
- ・ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたる。

(4) その他

業務契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。また、当仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、静岡県と事業実施者の協議により決定するものとする。